

外来腫瘍化学療法診療料 1

- 専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者から電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年 1 回開催されます。

令和 6 年 6 月 1 日